

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人

2. 氏名／団体名：非公開

3. 連絡先：非公開

4. ご意見：

「3. 各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か。」の点について、意見をお送りします。

まず「三つの柱と目標」の「(1)国民本位の電子行政の実現」の中に「行政が保有する情報を公開可能な形に加工して、原則として全てインターネットで容易に入手し、利用可能にする目標年限を設定する。」とあります。この「公開可能な形に加工して」という表現は個人情報保護などの必要性に配慮した表現であると思われませんが、政府にとって不都合のないように加工するかのようにも読め、民主主義の増進というオープンガバメントの方針にそぐわないと考えます。「情報は原則として一次情報を全て公開する(ただし個人情報等は除く…)」というような書き方に改められることを希望します。

次に、この「国民本位の電子行政の実現」に、評価指標やパフォーマンス評価についての言及を加えることを提案します。オバマ政権のオープンガバメント施策のポイントは政府 CIO や政府 CTO の設置に加え、政府のパフォーマンス評価を担当する CPO の設置です。当該役職を置くかどうかは検討が必要ですが、オープンガバメントの目的、国民本位、イノベーション推進の立場から取り組みを評価する視点を加えていただきたいと考えます。

三点目に、政府文書の著作権について、「政府文書は著作権を主張しないか、クリエイティブコモンズライセンスに基づく」ようにされることを提案します。例えば米国 whitehouse.gov の掲載情報は著作権保護されず、すべてパブリックドメイン(公共財産)として誰もが自由に再配布、加工可能とされています。また第三者が制作したコンテンツについては、クリエイティブコモンズライセンス準拠を宣言し、出典を明記すれば、動画や演説の文章の再掲載も、商用利用も、自由に行える状況です。これに対し日本の首相官邸「著作権について」では、「当ホームページに掲載されている個々の情報(文字、写真、イラスト等)は著作権の対象となっております。また、当ホームページ全体も編集著作物として著作権の対象となっており、ともに日本国著作権法及び国際条約により保護されております。」「当ホームページの内容の全部又は一部については、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として、適宜の方法により出所を明示することにより、引用、転載複製を行うことができます。ただし、「無断転載を

禁じます」等の注記がある場合にはこの限りではありません」「当ホームページの内容の全部又は一部について、無断で改変を行うことはできません。」と書かれています。商用利用も含む幅広い利用を促すオープンガバメントの推進のためには、少なくとも現状の基準を緩和する必要があると考えます。

以上、3点についてお送りします。
よろしく願いいたします。

以上